

# 地域限定商品券発行事業「Buy おおだて商品券」取扱規程

## (目的)

第1条 大館商工会議所（以下「商工会議所」という。）が大館北秋商工会（以下「商工会」という。）の協力を得て行う地域限定商品券発行事業の「Buy おおだて商品券」（以下「商品券」という。）の取扱いを適正に行うため規程を定める。

## (商品券を取扱いできる事業者)

第2条 商工会議所から登録通知を受けた事業者（以下「取扱店」という。）とする。  
2 取扱店は消費者が商品券で物品の購入又はサービス等の提供を受けようとする場合には、券面記載額を現金同様に取り扱うものとする。

## (商品券の使用)

第3条 商品券は、額面以上の商品購入又はサービス利用（以下「商品購入等」という。）の場合のみ利用できる。ただし、商品購入等の金額が商品券の額面未満の場合に、その差額請求の権利を商品券利用者が放棄する場合はこの限りではない。

## (商品券の様式)

第4条 商品券の様式は、発行者名、連番による発行番号を印刷し、発行日及び有効期限を記載したものを発行し、様式の不備なものは無効とする。

## (禁止事項)

第5条 次の各号に該当する事項を固く禁ずる。

- (1) 商品券の現金交換
- (2) 商品券によるつり銭
- (3) 商品券を複製する等の不正行為

## (事故商品券)

第6条 未発行商品券が保管中に紛失、盗難、その他の事故が発生した場合には、商工会議所が責任を負うものとする。  
2 取扱店において発生した事故は、取扱店がその責任を負うものとする。  
3 消費者において発生した事故は、消費者がその責任を負うものとする。

## (取扱店の責務)

第7条 取扱店は次の事項を遵守しなければならない。  
(1) 取扱店であることが利用者にわかるように、見やすい場所に商工会議所が交付する取扱店表示を掲示すること。  
(2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものとわかる商品券、不正に使用されていることが明らかな商品券の受け取りは拒否すること。

## (取扱店の登録取消し)

第8条 取扱店が本規程又は実施要綱に違反する行為の事実が確認された場合、商工会議所は登録を取り消すことができる。

## (その他)

第9条 この規程に定めるものの他、必要な事項は商工会議所が別に定める。

## 附 則

本規程は、平成29年4月5日から施行する。